

SMBCエルダープログラム規定

第1条 (SMBCエルダープログラム規定)

SMBCエルダープログラム規定(「本規定」といいます。)は、当行が別途定める条件を満たす利用者に対して提供するSMBCエルダープログラム(次条に定義します。)の内容と、その利用に関する当行および利用者間の権利義務関係等を定めたものです。利用者はSMBCエルダープログラムの利用を申し込む場合には、本規定の各条項を認識し了承の上、当行に対してSMBCエルダープログラムの申込を行うものとし、当行がこれを承諾して利用者に対してSMBCエルダープログラムを提供するに当たっては、当行と利用者との間に本規定が適用されるものとします。

第2条 (定義)

本規定における用語の定義は、次のとおりとします。

- ① 「SMBC コンシェルジュ」とは、利用者からのSMBCエルダープログラムの利用に係る照会・要望等の受付・対応等を担当する当行の役職員をいいます。
- ② 「コンシェルジュサービス」とは、第11条第1項に規定するサービスをいいます。
- ③ 「資産承継特約」とは、利用者が、資産承継特約サービスの利用に当たり、受贈者および当行との間で締結する当行所定の様式の特約をいいます。
- ④ 「資産承継特約サービス」とは、第10条第1項に規定するサービスをいいます。
- ⑤ 「提携企業」とは、利用者による提携サービスの利用に当たり、当行が別途指定する企業をいいます。
- ⑥ 「提携サービス」とは、第8条第1項に規定するサービスをいいます。
- ⑦ 「当行指定提供商品」とは、利用者による当行提供商品の割引サービスの利用に当たり、当行が別途指定する当行提供商品・サービスをいいます。
- ⑧ 「当行提供商品の割引サービス」とは、第9条第1項に規定するサービスをいいます。
- ⑨ 「付帯サービス」とは、第6条第1項に規定するサービスをいいます。
- ⑩ 「付帯サービス提供企業」とは、利用者による付帯サービスの利用に当たり、当行が別途指定する企業をいいます。
- ⑪ 「本特約」とは、本規定によるSMBCエルダープログラムの利用に係る契約をいいます。
- ⑫ 「割引付帯サービス」とは、第7条第1項に規定するサービスをいいます。
- ⑬ 「SMBCエルダープログラム」とは、本特約に基づく次に掲げるサービスを総称していいます。
 - イ 付帯サービス
 - ロ 割引付帯サービス

- ハ 提携サービス
 - ニ 当行提供商品の割引サービス
 - ホ 資産承継特約サービス
 - ヘ コンシェルジュサービス
- ⑭ 「SMBC エルダープログラム専用口座」とは、利用者が次条の規定により指定する当行所定の条件および内容の利用者名義の普通預金口座をいいます。

第3条（SMBC エルダープログラム専用口座の指定）

利用者は、SMBC エルダープログラムの利用を希望する場合には、当行所定の方法により、SMBC エルダープログラム専用口座の開設の申込または開設済の利用者名義の当行普通預金口座（当行所定の条件および内容を満たすものに限られます。）を SMBC エルダープログラム専用口座として指定するものとします。

第4条（本特約の締結時期）

本特約は、当行が本特約の申込を受け付け、当行所定の手続を完了した時点において締結されたものとして取り扱います。

第5条（SMBC エルダープログラムの利用・内容）

- (1) 利用者は、本特約が有効に存続する間においてのみ、SMBC エルダープログラムを利用することができます。
- (2) SMBC エルダープログラムの内容については事前に通知することなく変更・中止する場合があります。

第6条（付帯サービス）

- (1) 付帯サービスは、付帯サービス提供企業が、当該付帯サービス提供企業各社の規定に基づき、あらかじめ当行と付帯サービス提供企業で取り決めた商品・サービスを無料で利用者に提供するサービスです。
- (2) 付帯サービスの利用に当たっては、別途、利用者が、付帯サービス提供企業に対し、あらかじめ当行と付帯サービス提供企業で取り決めた商品・サービスの申込を行う必要があります。なお、付帯サービス提供企業が提供する商品・サービスの内容・方法、無料範囲を超える利用料等については、付帯サービス提供企業が定める規定等により取り扱われます。利用者は、付帯サービス提供企業との間で、商品・サービスの内容・方法、無料範囲を超える利用料等について紛議が生じた場合には、その責任において解決するものとします。
- (3) 付帯サービス提供企業が利用者に対して提供する商品・サービスの具体的な内容・方法等については、当行は関与しません。また、付帯サービス提供企業が利用者に対して提

供した商品・サービスの内容・方法および商品・サービスの不提供・不完全な提供に関して利用者が被った損害・損失について当行は責任を負いません。

第7条（割引付帯サービス）

- (1) 割引付帯サービスは、付帯サービス提供企業が、当該付帯サービス提供企業各社の規定に基づき、あらかじめ当行と付帯サービス提供企業で取り決めた商品・サービスを、あらかじめ当行と付帯サービス提供企業で取り決めた割引価格で利用者に提供するサービスです。
- (2) 前条第2項および第3項の規定は、無料範囲を割引価格と読み替えて割引付帯サービスについて準用します。

第8条（提携サービス）

- (1) 提携サービスは、当行が、利用者の希望に応じ、提携企業を紹介するサービスです。
- (2) 利用者が提携企業の商品・サービスを利用するに当たっては、提携企業が定める規定等により取り扱われます。利用者は、提携企業との間で、商品・サービスの内容・方法、利用料等について紛議が生じた場合には、その責任において解決するものとします。
- (3) 提携企業が利用者に対して提供する商品・サービスの具体的な内容・方法等について、当行は関与しません。また、各提携企業の商品・サービスの内容・方法および商品・サービスの不提供・不完全な提供に関して利用者が被った損害・損失について当行は責任を負いません。

第9条（当行提供商品の割引サービス）

- (1) 当行提供商品の割引サービスは、利用者が、当行指定提供商品の利用料・保管料・各種手数料の全部または一部について割引を受けることができるサービスです。
- (2) 当行指定提供商品の取扱いについては、当該商品・サービスに関する規定が適用されます。
- (3) 当行提供商品の割引サービスの利用を希望する場合には、既に当行指定提供商品を利用している場合を除き、利用者が別途当行指定提供商品の申込を行う必要があります。
- (4) 既に当行指定提供商品のうち貸金庫、貴重品保管サービス、SMBC デジタルセーフティボックスまたは定額自動送金（きちんと振込）を利用している利用者が当行提供商品の割引サービスを利用する場合には、本特約の締結後最初に到来する利用料・保管料・各種手数料の支払日から、当該当行指定提供商品の利用料・保管料・各種手数料の割引を受けることができ、それ以前に利用者が支払済みの利用料・保管料・各種手数料について割引はなされません。
- (5) 本特約の締結前に当行指定提供商品の利用を開始し、利用者が支払った利用料・保管料・各種手数料については、一切の返金を行うことはできません。

- (6) 本特約が解約された場合には、以後、継続的に発生する利用料・保管料・各種手数料に対する割引を含め、当行指定提供商品の全部について、当行提供商品の割引サービスによる割引を一切受けることができなくなります。

第10条（資産承継特約サービス）

- (1) 資産承継特約サービスは、利用者との間で締結される当行所定の様式の死因贈与契約に基づき SMBC エルダープログラム専用口座の全部または一部の贈与を受けた受贈者が、当行所定の方法による届出を行うことによって、当該死因贈与契約に定める割合において、遺産分割協議を経ることなく、当該 SMBC エルダープログラム専用口座内の預金の払戻しを行うことができるサービスです。
- (2) 利用者は、資産承継特約サービスの利用に当たり、受贈者および当行との間で資産承継特約を締結する必要があります。
- (3) 資産承継特約サービスは、SMBC エルダープログラム専用口座のみを対象とします。

第11条（コンシェルジュサービス）

- (1) コンシェルジュサービスとは、利用者が、SMBC エルダープログラムの利用に当たり、SMBC コンシェルジュによる SMBC エルダープログラムの利用に係る助言、当行所定の頻度による定期的な連絡・SMBC エルダープログラムに関する情報提供等その他の当行所定のサポートを受けることができるサービスです。
- (2) コンシェルジュサービスには、SMBC コンシェルジュが、利用者に対する当行所定の頻度による定期的な連絡・SMBC エルダープログラムに関する情報提供等を実施するに当たり、利用者の求めに応じ、利用者により指定された時間・場所に訪問の上、これを行うことが含まれますが、取引店の所在地その他の状況によっては、SMBC コンシェルジュが利用者により指定された時間・場所に訪問することが困難な場合があります。
- (3) SMBC コンシェルジュが利用者との間において3か月以上継続して通常の方法により連絡をとることができない等コンシェルジュサービスの提供が困難と認められる事由が生じた場合には、当該事由が終了したと認められるまでの間においてコンシェルジュサービスの提供を一時的に停止することができるものとします。

第12条（付帯サービス提供企業または提携企業等と当行との間の個人情報等の授受）

- (1) 利用者に対して付帯サービス提供企業または提携企業のサービスを提供するために必要な利用者の情報（本特約の有無、住所、氏名、連絡先、口座番号、付帯サービス提供企業または提携企業のサービスの利用状況等）を、付帯サービス提供企業または提携企業と当行との間で相互に交換または一方から他方に提供することがあります。
- (2) 利用者に対してSMBCエルダープログラムを提供するために必要な利用者の情報（本

特約の有無、住所、氏名、連絡先、口座番号、SMBCエルダープログラムの利用状況等)を、「SMBCエルダープログラム ファミリープラン利用規定」による契約に基づくサービスを利用するお客さまであって利用者が当行所定の方法により当行に届け出た方と当行との間で相互に交換または一方から他方に提供することがあります。

第13条 (エルダー利用料)

- (1) 利用者は、実際の SMBC エルダープログラムの利用の有無・頻度にかかわらず、本特約が有効に存続する間、当行所定のエルダー利用料を支払うものとし、エルダー利用料の支払は、払戻請求書等および通帳(通帳不発行方式の場合には払戻請求書および預金者本人を確認できる資料)の提出なしに、毎月の当行所定の日(毎月1日)に当月分のエルダー利用料を、SMBC エルダープログラム専用口座より自動的に引き落とすものとし、
- (2) 一旦支払われたエルダー利用料については、本特約の解約(当行からの解約も含みます。)その他事由のいかんを問わず返却しないものとし、
- (3) エルダー利用料の引落しが、残高の不足等により毎月の当行所定の日(毎月1日)にできなかった場合であっても、その後に引落しが可能となったときは、当行はいつでもエルダー利用料(当月分に限りません。)の自動引落しができるものとし、
- (4) 前三項の規定にかかわらず、第11条第3項の規定に基づきコンシェルジュサービスの提供を一時的に停止した場合には、その提供を再開するまでの間においてエルダー利用料はいただきません。

第14条 (都合解約)

- (1) 本特約は、利用者の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、利用者からの解約の通知は、当行所定の方法によるものとし、
- (2) 解約に係る手数料はかかりません。但し、解約時点においてエルダー利用料が未払である場合には、当該未払の利用料をお支払いいただきます。
- (3) 第(1)項に基づき利用者が本特約を解約する場合には、解約手続の完了までに一定の時間を要することがあります。
- (4) 第(1)項に基づき利用者が解約する場合において、利用者が資産承継特約を締結しているときは、当該資産承継特約も同時に解約されます。利用者は、当該資産承継特約が同時に解約されることによって利用者(ご本人)に生じうる不利益について、別途資産承継特約の内容を確認し、理解に努めるものとし、
- (5) 第(1)項に基づき利用者が本特約を解約する場合には、利用者は付帯サービス、割引付帯サービス、提携サービスおよび当行提供商品の割引サービスのいずれも利用できなくなります。
- (6) 第(1)項に基づき利用者が本特約を解約する場合には、利用者が既に提携企業と契約しているサービスおよび特典への影響については、利用者が別途提携企業との間で確認

するものとし、利用者が既に付帯サービス提供企業と契約している割引付帯サービスへの影響については、利用者が別途付帯サービス提供企業との間で確認するものとします。

第 15 条（強制解約）

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行は、利用者に事前に通知することなく、本特約を解約することができます。
 - ① 第13条第(1)項のエルダー利用料のSMBCエルダープログラム専用口座からの引落しができない状態が3か月以上継続した場合
 - ② 前号に掲げる場合を除き、利用者が当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
 - ③ 前二号に掲げる場合を除き、利用者が本規定その他の当行との取引約定に違反した場合
 - ④ 利用者に支払の停止または破産手続、民事再生手続その他の適用ある法令に基づく倒産手続の開始の申立てがあったことを当行が知った場合
 - ⑤ 利用者に相続の開始があったことを当行が知った場合
 - ⑥ 住所変更の届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由により当行において利用者の所在が不明となった場合
 - ⑦ SMBCエルダープログラム専用口座が都合解約または強制解約された場合
 - ⑧ 前各号に掲げる場合のほか、本特約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- (2) 第(1)項に基づき解約される場合において、利用者が資産承継特約を締結しているときは、当該資産承継特約は同時に解約となります。但し、第(1)項第⑤号に基づく解約の場合には、当該資産承継特約は同時に解約とはならず、別途資産承継特約の定めに基づき処理されるものとします。
- (3) 解約の効力は、第(1)項の事由が生じ、当行所定の処理が完了した時点において発生します。但し、第(1)項第①号、第②号、第③号、第⑥号または第⑧号に基づく解約の場合には、利用者に対する解約の通知が到達（利用者の面前で口頭により通告した場合および第 20 条第(2)項に基づき到達したものとみなされる場合を含みます。）した時点より解約の効力が発生します。

第 16 条（SMBC エルダープログラムの停止・終了・廃止）

- (1) 当行は、当行ホームページへの掲載その他の当行が相当と認める方法により公表することにより、当該公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日において、SMBCエルダープログラムの全部または一部を停止、終了または廃止することができるものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、利用者のSMBCエルダープログラム専用口座の残高が当行

所定の金額を下回った場合には、当行が利用者に対してサービス停止の通知を行った後、当行は付帯サービス及び割引付帯サービスを停止することができます。

第 17 条（譲渡、質入れ等の禁止）

本預金、預金契約上の地位、本特約上の地位およびこれらに基づく一切の権利および通帳については、譲渡、質入れその他の処分をし、または第三者に利用させることはできません。但し、資産承継特約を締結している場合は、当該契約によるものとします。

第 18 条（免責等）

天災・戦争・テロ攻撃の勃発、裁判所等の公的機関の措置等当行の責めに帰すことができない事由により、本特約または SMBC エルダープログラムの提供の不能、遅滞等が生じた場合には、それにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第 19 条（本規定の変更）

当行は、本規定の変更が必要であると判断した場合には、利用者に対し、当行ホームページへの掲載その他の当行が相当と認める方法により変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとし、変更後の本規定は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 20 条（通知）

- (1) 当行は、SMBC エルダープログラムに関連して利用者へ通知をする場合には、あらかじめ利用者が当行に届け出た住所に宛てて発送する方法その他当行所定の方法によるものとします。
- (2) 当行は、あらかじめ利用者が当行に届け出た住所に宛てて通知を発送した場合には、利用者が正確かつ完全な住所情報の届出を怠る等利用者の責めに帰すべき事由により延着または到着しなかった場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 21 条（準拠法・裁判管轄）

本特約の契約準拠法は日本法とします。本特約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 22 条（預金規定等の準用）

本規定に定めがない事項については、普通預金規定その他関連する諸規定が適用されるものとします。

以 上

(2026 年 6 月 1 日改訂)